各 位

会 社 名 株式会社 ハマイ 代表 者名 代表取締役社長 河西 聡 (コード 6 4 9 7) 問合せ先責任者 常務取締役管理本部長 吉村真介 (電話 0 3 - 3 4 9 2 - 6 7 1 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年3月29日開催予定の第89回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行すること等を踏まえ、同定時株主総会において「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1)経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および 監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現在実施していない事業に係る事業目的を削除するものです。
- (3) 自然災害や不測の事故等に備えるとともに、機動的な株主総会運営を図るため、株主総会開催地に関する規定の削除を行うものです。
- (4) 当社における取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行取締役等でない取締役との間でも 責任限定契約を締結することができるようにするため、同契約に関する規定の変更を行うものです。
- (5)機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定を新設するとともに、重複する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (6) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021 年 3 月 29 日 (予定) 定款変更の効力発生日 2021 年 3 月 29 日 (予定)

以上

(別紙)

新旧対照表

(4)会計監査人

現行定款 変更案 第 1 章 総 1 章 総 則 第 則 号) 号) (商 (商 第 1 条 当会社は、株式会社ハマイと称し、英文 第 1 条 当会社は、株式会社ハマイと称し、英文 では、HAMAI INDUSTRIES では、HAMAI INDUSTRIES LTD.と表示する。 LTD.と表示する。 (目 的) (目 的) 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的と 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的と する。 する。 (1)精密機械機器の製造および販売 (1)精密機械機器の製造および販売 (2)各種弁類の製造および販売 (2)各種弁類の製造および販売 (3) 高圧ガス関連機器の製造および販売 (3) 高圧ガス関連機器の製造および販売 (4)不動産の賃貸 (4)不動産の賃貸 (5)医療用具の製造販売および修理 (5)医療用具の製造販売および修理 (6)コンピューター、情報処理機器、情報通 <削除> 信機器、コンピューターのソフトウェア 一、及びそれらの機器類に使用される部 品、付属品、及び消耗品の輸出入並びに 売買 (7)前各号に附帯する一切の業務 (6)前各号に附帯する一切の業務 (本店の所在地) (本店の所在地) 第 3 条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。 第 3 条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。 (機 関) (機 関) 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 次の機関を置く。 (1)取締役会 (1)取締役会 (2)監査役 (2)監査等委員会 (3)監査役会 <削除>

(3)会計監査人

(公 告)

だし、事故その他やむを得ない事由によっ て電子公告による公告をすることができ ない場合は、東京都において発行する日本 経済新聞に掲載して行う。

> 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、11,518,000 │ 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、11,518,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に より、取締役会の決議によって、市場取引 等により自己株式を取得することができ

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株 式について、次に掲げる権利以外の権利を 行使することができない。
 - (1)会社法第 189 条第2項各号に掲げる権
 - (2)会社法第 166 条第1項の規定による請 求をする権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当ておよび募集新株予約権の割当 てを受ける権利
 - (4)次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

(公 告)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。た │第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。た だし、事故その他やむを得ない事由によっ て電子公告による公告をすることができ ない場合は、東京都において発行する日本 経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

株とする。

<削除>

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株 式について、次に掲げる権利以外の権利を 行使することができない。
 - (1)会社法第 189 条第2項各号に掲げる権
 - (2)会社法第 166 条第1項の規定による請 求をする権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式 の割当ておよび募集新株予約権の割当 てを受ける権利
 - (4)次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第 11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって定め、これを 公告する。
 - ③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の 作成ならびに備置きその他の株主名簿およ び新株予約権原簿に関する事務は、これを 株主名簿管理人に委託し、当会社において は取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 12条 当会社の株式に関する取扱いおよびその 手数料ならびに株主の権利行使に際して の手続き等は、法令または本定款のほか、 取締役会において定める株式取扱規則に よる。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第<u>13</u>条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(開催場所)

第14条 当会社は、本店の所在地またはその隣接地で株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第 10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって定め、これを 公告する。
 - ③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の 作成ならびに備置きその他の株主名簿およ び新株予約権原簿に関する事務は、これを 株主名簿管理人に委託し、当会社において は取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11条 当会社の株式に関する取扱いおよびその 手数料ならびに株主の権利行使に際して の手続き等は、法令または本定款のほか、 取締役会において定める株式取扱規則に よる。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第<u>12</u>条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

<削除>

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日 は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、 議長となる。
 - ②取締役社長に事故あるときは、取締役会に おいてあらかじめ定めた順序に従い、他の 取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな し提供)

総会参考書類、事業報告、計算書類および 連結計算書類に記載または表示をすべき 事項に係る情報を、法令に定めるところに 従いインターネットを利用する方法で開 示することにより、株主に対して提供した ものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第 18条 株主総会の決議は、法令または本定款に 別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議 決権の過半数をもって行う。
 - ②会社法第309条第2項に定める決議は、議 決権を行使することができる株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株 主1名を代理人として、その議決権を行 使することができる。
 - ②株主または代理人は、株主総会ごとに代 理権を証明する書面を当会社に提出しな

第 1 3 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日 は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、 議長となる。
 - ②取締役社長に事故あるときは、取締役会に おいてあらかじめ定めた順序に従い、他の 取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな し提供)

第 1 7 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主│第 1 5 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類、事業報告、計算書類および 連結計算書類に記載または表示をすべき 事項に係る情報を、法令に定めるところに 従いインターネットを利用する方法で開 示することにより、株主に対して提供した ものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に 別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議 決権の過半数をもって行う。
 - ②会社法第309条第2項に定める決議は、議 決権を行使することができる株主の議決 権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株 主1名を代理人として、その議決権を行 使することができる。
 - ②株主または代理人は、株主総会ごとに代 理権を証明する書面を当会社に提出しな

ければならない。

(議決権の不統一行使の通知方法)

第 <u>20</u>条 会社法第 313 条第 2 項の議決権の不統一 行使の通知方法は、書面によるものとす る。

第 4 章 取締役および取締役会(員 数)

第21条 当会社の取締役は8名以内とする。

<新設>

(選任方法)

- 第 2 2 条 取締役は、株主総会において選任する。
 - ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 <u>23</u>条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。
 - ②増員または補欠として選任された取締役 の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

<新設>

ければならない。

(議決権の不統一行使の通知方法)

第 <u>18</u>条 会社法第 313 条第2項の議決権の不統一 行使の通知方法は、書面によるものとす る。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第 <u>19</u>条 当会社の取締役 <u>(監査等委員であるもの</u> を除く。) は8名以内とする。
 - ②当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(選任方法)

- 第 <u>20</u>条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそ</u> <u>れ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会に おいて選任する。
 - ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 2 1 条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 <u>1</u>年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。

<削除>

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終

<新設>

<新設>

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>24</u>条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定し、内1名は社長とする。
 - ②取締役会は、その決議によって取締役会長 1名、取締役社長1名および専務取締役、 常務取締役各若干名を選定することがで きる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第<u>25</u>条 取締役会は、法令に別段の定めある場合 を除き、取締役社長がこれを招集し、議長 となる。
 - ②取締役社長に事故があるときは、取締役会 においてあらかじめ定めた順序に従い、他 の取締役が取締役会を招集し、議長とな る。

(取締役会の招集通知)

第<u>26</u>条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役 <u>および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

<u>のものに関する定時株主総会の終結の時</u> までとする。

- ③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠 の監査等委員である取締役の選任決議が効力 を有する期間は、当該決議によって短縮されな い限り、選任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会開始の 時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>22</u>条 取締役会は、その決議によって <u>監査等</u> <u>委員でない取締役の中から</u>代表取締役 を選定し、内1名は社長とする。
 - ②取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長1名、取締役社長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第<u>23</u>条 取締役会は、法令に別段の定めある場合 を除き、取締役社長がこれを招集し、議長 となる。
 - ②取締役社長に事故があるときは、取締役会 においてあらかじめ定めた順序に従い、他 の取締役が取締役会を招集し、議長とな る。

(取締役会の招集通知)

第 2 4 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 <u>27</u>条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充た した時は、取締役会の決議があったものと みなす。

<新設>

(取締役会規程)

第 <u>28</u>条 取締役会に関する事項は、法令または本 定款のほか、取締役会において定める取締 役会規程による。

(報酬等)

第 <u>29</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の 対価として当会社から受ける財産上の利 益(以下「報酬等」という。)は、株主総会 の決議によって定める。

(責任免除)

- 第 30条 当会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - ②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定す

(取締役会の決議の省略)

第 <u>2 5</u>条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充た した時は、取締役会の決議があったものと みなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定 により、取締役の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決 定の全部または一部を取締役に委任すること ができる。

(取締役会規程)

第 <u>27</u>条 取締役会に関する事項は、法令または本 定款のほか、取締役会において定める取締 役会規程による。

(報酬等)

第 28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の 対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委 員である取締役とそれ以外の取締役とを 区別して、株主総会の決議によって定め る。

(責任免除)

- 第 29条 当会社は、会社法第 426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - ②当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締

る金額とする。

結することができる。ただし、当該契約に 基づく責任の限度額は、法令が規定する金 額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 5 章 監査等委員会

(員 数)_

第31条 当会社の監査役は4名以内とする。

<削除>

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

<削除>

<削除>

(任 期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。

> ②任期の満了前に退任した監査役の補欠と して選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了する時までとする。

<削除>

<削除>

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査 役を選定する。

<削除>

(監査役会 の招集通知)

第 <u>3 5 条</u> <u>監査役会</u> の招集通知は、各 <u>監査役</u> に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する時は、この期間をさらに短縮することができる。

②監査役 全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで 監査役会 を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 3 0 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、各 <u>監査等委員である取締役</u>に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する時は、この期間をさらに短縮することができる。

②監査等委員である取締役 全員の同意があ

(監査役会 規程)

第 <u>3 6</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本 定款のほか、<u>監査役会</u>において定める <u>監</u> 査役会規程による。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬は、株主総会の決議によって 定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に より、任務を怠ったことによる監査役(監 査役であった者を含む)の損害賠償責任を 法令の限度において、取締役会の決議によ って免除することができる。

> ②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に より、社外監査役との間に、任務を怠った ことによる損害賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし、当該契 約に基づく責任の限度額は、法令が規定す る金額とする。

第 6 章 会計監査人

(選 任)

第<u>39</u>条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとする。 ②会計監査人は、前項の定時株主総会におい て別段の決議がなされなかったときは、当 る時は、招集の手続きを経ないで<u>監査等委</u> 員会を開催することができる。

(監査等委員会 規程)

第 <u>3 1</u>条 <u>監査等委員会</u> に関する事項は、法令また は本定款のほか、<u>監査等委員会</u> において 定める 監査等委員会規程 による。

<削除>

<削除>

<削除>

第 6 章 会計監査人

(選 任)

第<u>32</u>条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 <u>3 3</u>条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとする。 該株主総会において再任されたものとみ なす。

(報酬等)

第 <u>4 1</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監</u> 査役会 の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限度契約)

第 42条 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第<u>43</u>条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から 12月31日までの1年とする。

<新設>

(剰余金の配当の基準日)

第 <u>4 4 条</u> 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

<新設>

②<u>前項</u>のほか、基準日を定めて剰余金の配 当をすることができる。

(中間配当)

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当 該株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第<u>34</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監</u> 査等委員会 の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限度契約)

第 35条 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第<u>36</u>条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から 12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1 項各号に定める事項については取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 <u>3 8</u>条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
 - ②当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
 - ③前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第45条 当会社は、会社法第454条第5項の規定に り、取締役会の決議によって、毎年6月30 を基準日として中間配当をすることがで る。

<削除>

(配当金の除斥期間)

- 第 46条 配当財産が金銭である場合は、その支払 開始の日から満3年を経過しても、なお受 領されないときは、当会社はその支払義務 を免れる。
 - ②未払の配当金には利息を付さない。

<新設>

(配当金の除斥期間)

- 第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払 開始の日から満3年を経過しても、なお受 領されないときは、当会社はその支払義務 を免れる。
 - ②未払の配当金には利息を付さない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当会社は、第 89 回定時株主総会終結前の行為 に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であったものを含む。)の賠償責任を、 法令の限度において、取締役会の決議によって 免除することが出来る。
- 2 第 89 回定時株主総会終結前の社外監査役(社 外監査役であったものを含む。)の行為に関す る会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定す る契約については、なお同定時株主総会の決議 による変更前の定款第 38 条第 2 項の定めると ころによる。